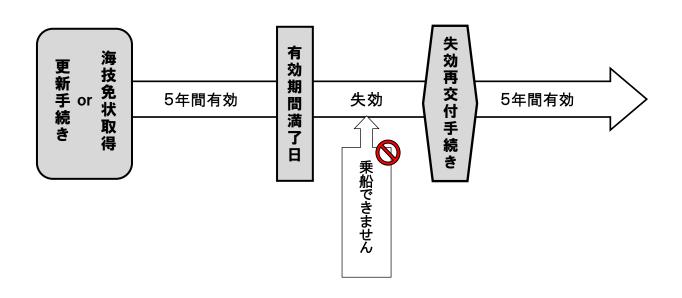
海技免状

失効再交付講習のご案内

海技免状の有効期間満了日までに更新手続きをしなかった場合、 その海技免状は失効し乗船ができなくなります。

この場合、**【失効再交付講習】**を受講して再交付の申請手続きが済むと、 新しい海技免状が交付され、再び乗船が可能となります。





〒722-0025 広島県尾道市栗原東二丁目18番43号

> TEL: 0848-37-8111 FAX: 0848-37-8110

◆講習日程 ・ 会場

日程	毎月 第3 月曜日 ~ 火曜日 ※海技資格・失効経過年数によって講習時間が異なります。		
会 場	(一財)尾道海技学院 本校 広島県尾道市栗原東二丁目 18 番 43 号		

- ※ 日程は、都合により変更する場合がありますので、本校へご確認ください。
- ※ ご予約が必要になりますので、お電話 < 0848-37-8111 > にて、ご予約をお願いいたします。
 < 電話予約受付時間 → 月曜~金曜(祝・祭日除<) 9:00~17:00 >
- ※ 予約締切日 → 受講日の4日前

◆講習時間 ・ 料金(受講料・申請料含む)

- ※ 定員に達した場合、受講のご予約をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ※初日は受付を行いますので、8時30分に尾道海技学院へお越しください。

	海技資格	講習時間	料 金 (受講料・申請料含む)
有効満了日から 5 年未満	1·2·3級海技士 (航海・機関)	9時00分 ~ 18時00分 *1日で修了です。	27, 200円
	4·5·6級海技士 (航海・機関)	9時00分 ~ 12時00分 *1日で修了です。	16,900円
	1・2・3 級海技士 (通信・電子通信)	9時00分 ~ 12時00分 *1日で修了です。	16,900円
	1·2·3級海技士 (航海・機関)	初 日 9時00分 ~ 18時00分 2日目 9時00分 ~ 15時00分	35,500円
有効満了日から 5年以上	4·5·6級海技士 (航海・機関)	9時00分 ~ 18時00分 *1日で修了です。	27,200円
	1・2・3 級海技士 (通信・電子通信)	9時00分 ~ 12時00分 *1日で修了です。	16,900円

- ※海技免状郵送希望の方は、 < 別途 送料:500円 >が必要です。
- ※海技免状の記載事項に訂正のある方は、 < 別途 訂正料: 4, 950円 >が必要です。
- ※海技免状を紛失されている方は、< 別途 再発行手数料:1, 000円 >が必要です。

◆お申込みから海技免状交付まで

① お電話にて、お申込みください。 予約締切日 → 受講日の4日前

< 電話予約受付時間 → 月曜~金曜 (祝·祭日除<) 9:00~17:00 >

講習日までに海技士身体検査を指定医で受診してください。

指定の用紙がありますのでお持ちでない方は、お申し出ください。

<u>受診後、FAX等で内容を確認</u>させていただきます。

 $\hat{\Gamma}$

② 当日に<必要書類・講習料等>をご持参ください。

 $\hat{1}$

③ 失効再交付講習受講。

 $\frac{1}{\sqrt{1}}$

④ 申請手続きが終わり次第(約2週間後)、新しい海技免状をお渡しします。

宿泊をご希望の方

ビジネスホテルを手配致します。講習予約時にお申し付けください。 宿泊費(1泊食事なし)→ シングル 4,950円 ~

◎お申し込み先◎

(一財) 尾道海技学院 TEL: 0848-37-8111

FAX: 0848-37-8110

◆必要書類

① 受講等申込書

ご記入の上、当日ご持参ください。

② 海技免状

紛失している方は、身分証明書(運転免許証・パスポート等)のコピーが必要です。

- ③ 写真 2枚(2枚の内1枚は、下記④の海技士身体検査証明書に貼付して受診)
 - ・サイズ:縦3.0cm×横2.4cm(枠なし)
 - ・6ヶ月以内に撮影されたもの
 - ・正面、上半身、無帽、無背景
- ④ 海技士身体検査証明書 (指定医により証明された身体検査証明書)

同封の様式(海技士身体検査証明書)に、上記③の写真のうちの1枚を貼付後、 事前に指定医で受診し、証明された身体検査証明書が必要です。

受診後、FAX等で内容確認をさせていただきます。

- ※更新会場では、海技士身体検査証明書は発行できません。
- ⑤ 海技士免状の記載内容(本籍県名・氏名)に変更がある方は、 【 本籍記載の住民票 1通 】 と 【 訂正料 4,950 円 】が必要です。

小型船舶操縦免許証の記載内容に変更がある方は、

【 本籍記載の住民票 1通 】が、必要です。

- ※住民票は、講習受講日より約10ヶ月以内に発行されたもの
- ※通信・電子通信の講習を受講される方は、<u>有効な無線従事者証明書</u>が必要です。 詳しくは、お問い合わせください。

